

都市農地の貸借の円滑化に関する法律 申請手続きについて

1 事前相談・協定締結内容の協議

協定締結に向け、3者間（所有者・開設者・市）で協定内容について協議します。
協定案を作成している場合、下記2で提出していただく添付書類とともに提出してください。

2 国分寺市へ「貸付協定」を提出【提出する農業委員会総会の前々月25日締切】

- ① 市と内容協議済の貸付協定3部（所有者と開設者の自署又は記名）
※後日2部を返却します。
 - ② 賃借権等の設定に関する契約書の写し
※契約締結前の場合は契約書の案を提出し、契約後に再度写しを提出してください。
 - ③ 特定都市農地貸付けする農地の位置及び周辺の状態を表示する図面
（案内図・公図の写し）※コピー可
 - ④ 土地の登記事項証明書（全部事項証明書）
 - ⑤ 履歴事項全部証明書（法人の場合）
 - ⑥ 貸付規程（作成されている場合）
- } 3か月以内に発行された最新のもの（原本）

3 国分寺市農業委員会への承認申請【提出する農業委員会総会の前月25日締切】

- ① 特定都市農地貸付けの承認申請書
- ② 貸付規程
- ③ 市及び所有者と締結した貸付協定の写し
- ④ 賃借権等の設定に関する契約書の写し
※契約締結前の場合は契約書の案を提出し、契約後に再度写しを提出してください。
- ⑤ 特定都市農地貸付けする農地の位置及び周辺の状態を表示する図面
（案内図・公図の写し）※コピー可
- ⑥ 土地の登記事項証明書（全部事項証明書） ※コピー可
- ⑦ 委任状（申請者以外の者が手続きをする場合）

農業委員会へ承認申請書を提出後、農業委員会総会（毎月1回20日頃開催）で議案審議します。また、総会開催月上旬に農業委員・事務局による現地調査を行います。所有者及び開設者の方のお立ち合いをお願いします。

4 注意事項

承認後に必要な手続きや注意事項については改めてお伝えします。
相続税納税猶予適用農地については、別途手続きが必要となります。

御不明点は下記担当までお問い合わせください。

【国分寺市役所経済課農業振興係（農業委員会事務局）042-325-0111（内線394）】